

医療法人宗斉会 宗斉会須波居宅介護支援事業所運営規程

(事業の目的)

第1条 医療法人宗斉会が開設する、医療法人宗斉会 宗斉会須波居宅介護支援事業所（以下「事業所」という。）が行う指定居宅介護支援事業（以下「事業」という。）は、居宅において要介護状態にある高齢者（以下「利用者」）に対し、適切な居宅介護支援を提供する事を目的とし、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営む事ができるように配慮して行うものとする。

(運営の方針)

第2条 事業所の介護支援専門員は、可能な限り利用者の居宅において、その置かれている環境等に応じて、利用者の選択に基づき、適切な保健医療サービス及び福祉サービスが多様な事業所から、総合的かつ効率的に提供されるよう援助する。

2. 事業の実施に当たっては、利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立って、利用者に提供される指定居宅サービス等が特定の種類又は特定の居宅サービス事業者に不当に偏することのないよう、公正中立に行う。また、市町村、地域包括支援センター、他の指定居宅介護支援事業者、介護保険施設等並び地域住民、非公的サービス等との連携に努めるものとする。

(事業所の所在地)

第3条 事業所の所在地は、三原市須波ハイツ2丁目2番5号に置く。

(従業者の種類、員数及び勤務内容)

第4条 事業所に勤務する従業者の種類、及び勤務内容は、次の通りとする。

- (1) 管理者 1名（介護支援専門員と兼務）
管理者は、事業所の従業者の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- (2) 主任介護支援専門員 1名以上
主任介護支援専門員は、介護保険及びその他のサービス提供者との連携や、他の介護支援専門員に対する指導、助言並びに指定居宅介護支援の提供にあたる。
- (3) 介護支援専門員 1名以上（常勤専従3名）
介護支援専門員は、指定居宅介護支援の提供に当たる。

(営業日及び営業時間)

第5条 事業所の営業日及び営業時間は次の通りとする。

- (1) 営業日 月曜日から土曜日までとする。ただし、国民の祝日、8月の第3月曜日、12月30日から1月3日までを除く。

- (2) 営業時間 午前 8 時 30 分から午後 5 時 00 分までとする。但し土曜日は、午前 8 時 30 分から 12 時 30 分とする。
- (3) 電話等により、24 時間常時連絡が可能な体制とする。

(指定居宅介護支援の提供方法)

第 6 条 指定居宅介護支援の提供方法は次の通りとする。

- (1) 利用者の相談を受ける場所 事業所の相談室等、又は利用者の居宅とする。
- (2) 使用する課題分析表の種類 MDS-HC 方式、三団体ケアプラン策定研究会方式、日本介護福祉社会アセスメント票、日本社会福祉会作成アセスメント票、日本訪問看護振興財団方式
- (3) サービス担当者会議の開催場所 事業所会議室等、又は利用者の居宅
- (4) 介護支援専門員の居宅訪問頻度 1 回/月

(指定居宅介護支援の内容)

第 7 条 指定居宅介護支援の内容は、次の通りとする。

- (1) 利用者からの居宅サービス計画作成依頼等に対する相談対応
- (2) 課題分析の実施
- (3) 居宅サービス計画原案の作成
- (4) サービス担当者会議等の実施
- (5) 居宅サービス計画の確定
- (6) 居宅介護支援事業所とサービス事業所の連携
- (7) サービス実施状況の継続的な把握及び評価
- (8) 地域ケア会議における関係者間の情報共有
地域ケア会議において、個別のケアマネジメント事例の提供の求めがあった場合には、これに協力するよう努めることとする。

(利用料その他の費用の額)

第 8 条 指定居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。

2. 通常の事業の実施地域以外の地域の居宅を訪問して行う指定居宅介護支援に要した交通費は、その実費を徴収する。但し、自動車を使用した場合は当事業所で定める額を実費として徴収する。
3. 前項の費用の支払いを受ける場合には、利用者又はその家族に対して事前に文書で説明をした上で、支払いに同意する旨の文書に署名又は記名押印を受けることとする。

(通常の事業の実施地域)

第9条 事業所の通常の事業の実施地域は、三原市（但し鷺浦町・久井町・大和町を除く）竹原市の区域とする。

(事故発生時の対応)

第10条 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により事故が発生した場合には速やかに市町村、利用者の家族等に連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録を行うものとする。
3. 事業所は、利用者に対する指定居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行うものとする。

(苦情処理)

第11条 事業所は、指定居宅介護支援の提供に係る利用者及び家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために必要な措置を講ずるものとする。

2. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に関し、介護保険法第23条の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村の従業員からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。
3. 事業所は、提供した指定居宅介護支援に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会が行う調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(個人情報保護)

第12条 事業所は、利用者又は家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイダンス」を遵守し適切な取り扱いに努めるものとする。

2. 事業者が得た利用者又は家族の個人情報については、事業所での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については利用者又は家族の同意を、あらかじめ書面により得るものとする。

(虐待防止に関する事項)

第13条 事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため次の措置を講ずるものとする。

- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について従業者に周知徹底を図る
 - (2) 虐待防止のための指針の整備
 - (3) 虐待を防止するための定期的な研修の実施
 - (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者の設置
2. 事業所は、サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報するものとする。

（業務継続計画の策定等）

- 第14条 事業所は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じるものとする。
2. 事業所は、従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に行うものとする。
 3. 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

（衛生管理等）

- 第15条 事業所は、事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じるものとする。
- (1) 事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図る。
 - (2) 事業所における感染症の予防及びまん延防止のための指針を整備する。
 - (3) 事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に行うものとする。

（身体拘束）

- 第16条 事業所は、当該利用者又は他の利用者等の生命又は身体を保護するため緊急やむを得ない場合を除き、身体的拘束その他利用者の行動を制限する行為（以下「身体的拘束等」という。）は行わない。やむを得ず身体的拘束等を行う場合には、その態様及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第17条 事業所は、介護支援専門員の質的向上を図るため、次のような研修の機会を設けるものとし、又、事業体制を整備する。

- (1) 三原市地域介護支援専門員連絡会議の研修
 - (2) 三原市連絡協議会が開催する研修
 - (3) その他の研修
2. 従業者は、業務上知り得た秘密を保持する。
 3. 事業所は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じるものとする。
 4. この規程の定める事項の他、事業所の運営に関する重要事項は、医療法人宗斉会と事業所の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

附 則

この規程は、平成26年 6月1日から施行する。

この規程は、平成26年 7月1日から施行する。

この規程は、平成27年 8月1日から施行する。

この規程は、平成29年 4月1日から施行する。

この規程は、平成29年 11月8日から施行する。

この規程は、平成30年 2月1日から施行する。

この規程は、平成31年 3月1日から施行する。

この規定は、令和 4年 4月1日から施行する。

この規定は、令和 4年 8月1日から施行する。

この規定は、令和 5年 4月1日から施行する。

この規定は、令和 6年 4月1日から施行する。